

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

なし

(発行年 / Year)

1910

三月二十九日

本月可嚙西中ニハ多クヤレテ土地津物
貸借為量ニ関スル慣例ノ有ク取油亦
以照合ニ依リ油壺ヲ賣ル者其郡外油部
名西所波麻粒ノ者郡ニ於テハ慣例無
ク下名徳島市及板野勝木等處ニ於テ
郡ニ於テハ左記ノ通致レトク一ノ慣例有
之及此段及由名也

明治廿六年七月廿五日

徳島縣志事 村上敦雄印

内務省記左ノ中

内務省

記

一不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ成モソノ
ノ慣例アリヤノ由
徳島市ニ於テハ平多般ノ地ニ於テハ或ハ部
外ニ於テハ此慣例アリ板野外ニ郡ニ於テ
ハ貸借者相互ノ契約ソルル概テ成モソ
ノルノ由アリ
一或ハ他家屋代ノ借ノ成有レ限ルモノナリヤ
耕作地建一坪地等ノ貸借ニモ成モソノ
ノ慣例アリヤノ由
一家屋代ノ地建屋地親ト此慣例アリト
名所ノ最モ善通ニ行ハルモハ他家ノ代借
上ノアリ共耕作地ノ如キハ平ニアル當レシテ

一 銀行地ノルキハ最モ稀ナリ

一 敷金、預り金、其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ
ノ件

敷金ハ利子ヲ拂フノ代トモ其利子
ト思ヒ之敷金トキハ白リハ預貸料ノ幾
少ソ減ニ慣例ナリ

一 貸主ノ敷金居クハ其利子ソレヲ借貸ノ
不拂其他損失、補償等ノ常ニトシ得
ルヤノ件

元來敷金ハ借貸ノ不拂其他損失ノ補
償等ト見ルノ目的ソレヲ所謂「預金」ト
シテ預ルモノトシテ借主若シ其義務ヲ盡
サントハ之ヲ以テ借主ノ義務ヲ為スノ得
トス

内務省

一 尤モ損失ノ補償ハ其責實ニ於テ藉トスル
トス

一 貸満期ニ至リ借主キタ其義務ノ弁
済シテハ其借主ノ敷金ソ返シテ之ノ
慣例アリヤ、件

前項既述ヘンカクナルツレモ借満期
ニ至リ借主ノ義務ヲ完了セザルキハ敷金ソ
以テ差引ツ為シセ向例アリシ之ヲ返還スル
ハ借主依然其義務ヲ負擔スル地位ニ
在リ得ルハ敷金ハ借主ノ「代」トシテ
返タモノトセリ